



中村会計だより 5月号

金融機関等の資金繰り支援策

この度の東日本大震災により東北地方を中心に広い範囲で甚大な被害が発生しており、被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の東日本大震災により、東北地方が壊滅的な被害を受け、関東地方周辺が福島原発の事故により計画停電が行われるなど、震災は日本経済に大きな影響を与えております。事実、私たちが住んでいる静岡県西部地方でも、2輪・4輪のメーカーで工場が数週間とまったり、材料の入荷ができなかったりといった間接的な被害のお話もありました。静岡祭りや浜松祭りが中止になったことによる経済の冷え込みも数億円の被害とも言われています。このような苦しい環境の中でも、会社の経営をしていかなければなりません。会社は赤字を出しても、資金さえ回れば潰れません。

今回の緊急事態に政府や金融機関は中小企業等の資金繰り支援策を打ち出しております。概要をまとめてみましたので、参考に見て下さい。詳細・不明な点は当事務所スタッフ、又は各金融機関までお問い合わせ下さい。



支援策	内容	関係機関
既往債務の負担軽減	●中小企業金融円滑化法の延長（平成24年3月31日まで） →金融機関は中小企業等の借り手の申込みに対し、できる限り、条件変更等を行うように努めます。	・金融庁 ・財務局 ・金融機関
	●リース会社に対し、中小企業の皆様から支払い猶予や契約期間の延長などの申込みがあった場合には、柔軟かつ適切な対応を行うよう要請しています。	・経済産業省
融資制度	★災害復旧貸付、災害関係保証 →直接被害を受けた事業者が対象です。 原則として、市区町村等からの「罹災証明書」が必要です。	・日本政策金融公庫 ・保証協会（金融機関）
	★セーフティネット貸付、セーフティネット保証（5号） →震災の被災者に限らず、業況が悪化している事業者対象。 売上の減少の原因が間接的なもの（風評被害や材料調達に支障を生じる等）の場合も含まれます。	・日本政策金融公庫 ・保証協会（金融機関）
	★経済変動対策貸付（緊急経済対策枠） →県内において、1年以上継続して同一事業を営んでおり、震災の影響等を受け、かつ、売上の減少等、一定の条件を満たしている事業者が対象です。 （平成23年4月1日から9月30日まで）	・静岡県 ・県内各取扱金融機関

※中小企業庁及び静岡県のHP参照



寄附金の税務 Q & A

【Q】 確定申告を行うに当たり、寄附したことを証する書類が必要になると聞きましたが、どのような書類を用意しておけばよいですか？

『A』 次のような書類が必要になりますので、大切に保管しておいて下さい。

- ① 県対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領書
- ② 日本赤十字社等が発行する受領証又は募金団体の預り証
- ③ 郵便振替で支払った場合の半券（受領証）（義援金の受付専用口座の場合に限ります）
- ④ 銀行振込で支払った場合の振込票の控（義援金の受付専用口座の場合に限ります）

※③④の場合、個人が確定申告をする際、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料を郵便振替で支払った場合の半券（受領書）や銀行振込で支払った場合の振込票の控と併せて、確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示。法人については書類として保存。

なお、日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座、中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」「地震災害におけるボランティア・NPO 活動支援のための募金」口座への寄附金については不要です。

労 務 Q & A



【Q】 地震休業中の賃金は支払わなくてはいいませんか？

『A』 法律的には、企業側に責任のないケースにあたるので、休業手当を支払わなくてもよいことになっています。

しかし、従業員の生活を考えて、有給休暇の取得促進や通常支払われる賃金の60%の支払いをする企業が多いようです。

経営者として大切なことは、従業員に対して今後の見通しを経営者自らの言葉で説明することと、従業員の生活を守るために最大限の配慮をすることだと考えます。

【Q】 休業したら？

『A』 2年前の「リーマンショック」の際に、多くの企業で利用された「中小企業緊急雇用安定助成金」を使い、休業手当の助成を受けることができます。

- 要件は…
- ① 売り上げが減少していること
（直近3か月平均比5%、または前年3か月平均比で5%の減少）
 - ② 雇用保険に加入していること
 - ③ 休業して従業員に休業手当を支給していること

※細やかな受給要件や留意点は、中村会計総務部までお問い合わせ下さい。